

保税作業終了届 (C - 3260)

「責任者指名」の項には、原則として、保税工場の許可を受けた工場の工場長の氏名を記載するが、法人の内部で保税工場の業務についての責任者を定めている場合には、その責任者の氏名を記載する。

「記号及び番号」欄には、保税作業に使用した外国貨物についての記号及び番号を記載する。保税作業に使用した外国貨物を特定する貨物自体の記号及び番号がある場合（例えば、エンジンのモデルナンバーあるいはシリアルナンバー）には、それらを記載する。

また、ばら荷貨物のように、記号及び番号がない場合には、(In bulk) 等と注記する。

「品名」欄には、その保税作業に使用したすべての貨物の品名を記載する。

「個数」欄には、使用した貨物の最少単位による数を記載する。

「保税作業によってできた貨物」の各欄は、次によって記載する。

「記号及び番号」欄には、保税作業によってできた製品が、積戻しするために船積梱包がなされている場合は、その梱包に記載された記号及び番号を記載し、船積梱包されていない場合は、製品自体に付されている記号、番号があればその記号、番号を記載する。

「個数」欄には、製品の最少単位の数及び製品の梱包数を記載する。例えば、2,000 Pieces (10c / s) と記載する。

「貨物移動明細欄」(裏面)は、保税作業によってできた貨物すなわち搬出及び在庫の状況を次により記載する。

「整理番号」欄には、搬出についての整理番号を記載する。

「区分」欄には、輸入、積戻し、保税運送等の区別を記載する。

「許可、承認又は届出の番号」欄には搬出について許可、承認等を要する場合は、その許可書又は承認書の番号を記載する。

「取扱者印」欄には、貨物移動明細欄の記載を行った税関職員が押印する。

- (1) 保税作業に使用した貨物のうち、内外貨混合使用の承認を受けて使用される外国貨物と同種の内国貨物については、記載を要しない。
- (2) 保税作業によってできた貨物のうち、内外貨混合使用の承認を受けて製造された外国貨物相当量以外の貨物、すなわち外国貨物とみなされる貨物以外の貨物については記載を要しない。